

東弁24人第70号

平成24年6月4日

〇〇大学

学 長 殿

東京弁護士会

会 長 齋 藤 義 房

人権侵害救済申立事件について（勧告）（要旨）

当会は、申立人A氏、同B氏、および同C氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴大学に対し、下記の通り勧告いたします。

記

第一 勧告の趣旨

貴大学の以下の行為は、申立人Cの名誉ないし人格権を侵害するものであり、人権侵害にあたるので、以後こうした行為をしないようここに勧告いたします。

- 1 平成〇年〇月〇日、貴大学付属中学校において当時の〇年〇〇組の担任が同月〇日に申立人CからDへと交替したことの同クラスの生徒の保護者に対する説明会を開催するにあたり、付属中学校のE校長に対し、担任交替の理由として、申立人Cの健康上の問題に加え、同教諭に生徒指導上の行き過ぎがあると説明するように求め、実際に校長をして、そのように説明させたものである。

ところで、生徒指導上の行き過ぎとは、〇年〇組の生徒の一人が、同クラスの〇名の生徒からのいじめにあっていると認識した申立人Cが、平成〇年〇月〇日、生徒に居残りを命じて反省文を書かせた際の申立人Cの態度が高圧的であったことを指すところ、そのことは説明会に出席した保護者の多くには理解できる状態ではなかった。

こうした発言は申立人Cの教師としての適格性を疑わせるものであるから、そのような説明をすべき合理的な理由が必要であるところ、貴大学は、

合理的理由なく、また、いじめの有無などの事実調査も敢えてせず、反省文を書いた児童の父母が申立人Cに対する処分を相手方として行なうべきであるとする強い要求に迎合し、校長に上記説明をさせたものである。

- 2 ○年○組生徒が既に卒業した後である平成○年○月○日、旧○年○組生徒の保護者を対象として申立人Cの担任交替に関する説明会を開催し、その場に旧○年○組の保護者一名と、保護者から委任を受けた申立人A、同Bが出席していたところ、申立人Cが相手方の一機関である人権委員会によって懲戒処分相当である旨勧告されたことを貴大学の附属学校部長Fが話した。

しかし、懲戒処分相当である旨の勧告があったとの内容は、申立人Cの名誉ないし人格権を侵害するものであるから、それが許されるのは、懲戒処分事由が存在し、それを公表する必要性のある場合に限定されるべきであるところ、貴大学においては、懲戒処分事由が存在するかについて明らかではなく、またその必要性が認められないにもかかわらず、これを公表している。

## 第二 勧告の理由

### 一～三 省略

### 四 当会の判断（第1・認定した事実）

1 関係証拠によれば、以下の事実が認定できる。

#### 2 当事者について

- (1) 相手方は、○○大学法人であり、その機関として附属中学校を設けていた。

大学においては、附属学校部長が附属中学校との接渉にあたることになっており、当時、附属学校部長はFであった。

当時の附属中学校の○年生は、男女共学であり合計○名の生徒が在学していた。

- (2) 申立人Aは、平成○年度（平成○年4月1日から平成○年3月31日まで）において附属中学校のPTA副会長をつとめ、同人の子が同中学校の○年生として在学していた。申立人Bは、平成○年度においてPTAの会長をつとめ、同人の子が同中学校の○年○組に在学していた。

申立人Cは、昭和○年○月より教員をしており、平成○年○月から平成○

年〇月まで、附属中学校に勤務した。同人は〇〇科の教科担当であり、平成〇年後は、〇年〇組のクラス担任であった。同人は、平成〇年〇月〇日をもって附属中学校を退職し、現在では他校に勤務しているのであるが、この退職は、もっぱら家庭の事情に基づくものである。同人は、附属中学校に在職中、従前も生徒間のいじめの指導をした経験があった。

### 3 〇年〇組生徒によるいじめ

- (1) 「いじめ」とは「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」をいい、その判断は表面的・形式的に行なうことなく、いじめられた生徒の立場に立って行なうものとされている（文科省平19・1・19付サイトマップより）。
- (2) 平成〇年〇月〇日、〇年〇組内で、〇名の生徒による1名の生徒（以下「G」と略す場合がある。）に対するいじめが行なわれている旨、被害生徒の母親からクラス担任である申立人Cに連絡があった。

同年〇月〇日、申立人Cが被害生徒に事情を聞くと、母親の話とほぼ同様の内容を話し、「疎外感を感じてとにかくつらい。」という訴えがなされた。申立人Cは、認識した諸事情から、経験上、いじめが行なわれていると考えた。

### 4 申立人Cらによる聞き取り、反省文

- (1) 〇月〇日、申立人Cは、その日の授業が終わったころ、加害生徒〇人のうち〇人の名前を呼んだ。
- (2) 名前を挙げられた〇名はそれぞれ別の部屋に入れられた。
- (3) 申立人Cは、加害生徒の一人（以下、「H」という。）の前に便せんを置き、「～（省略）」と言った。Hは約1時間かけて便せん1枚に書いた。
- (4) 申立人Cは、書かれた内容を読んで、「～（省略）」と命じた。Hは「～（省略）」「～（省略）」と2枚目に1時間かけて書いた。
- (5) Hからの聞き取りが終了したのは、同日〇時〇分ころとなった。

(6) 他の生徒も反省文を作成した。他の生徒の反省文にはGに対していじめをしていたことをうかがわせる内容が記載されている。

なお、翌〇日にEの書いた反省文の中にも反省の気持ちを表わす表現がある。

(7) 申立人CがHに反省文を書かせる際に申立人Cがどのような口調、態度で臨んだか、という点については、H側と申立人Cとの間で言い分が大きく食い違っている。Hは申立人Cがヤクザ口調で怒鳴ったり、机をたたいたりし、また口止めされた旨述べているのに対し、申立人Cは否定している。

附属中学校では、いじめがあった場合には加害生徒に反省文を書かせること、その際、教諭が1名立会うことは、従前から行なわれていたことであった。

## 5 Hの父親の強硬な抗議

(1) Hの父親は〇月〇日の夜、申立人Cの自宅に電話をし、40分にわたり、申立人CがHに反省文を書かせたことに関し、Hの話をもとに強く抗議した。

(2) Hの父親は、附属中学校の教頭、校長にも抗議の意思を表明し、申立人C、事件をもみ消そうとしていると受取れる行動をしている教頭に対して法的措置をとることを検討する旨、E校長にメールで伝えた。

Hの父母は、平成〇年〇月〇日、附属中学校校長に長文のメールで申立人Cを非難するなどの内容の文を発信し、同月〇日にはFと会い約3時間にわたってこれまでの経緯、申立人Cに対する非難、申立人Cに対する処分を要望することなどを伝えた。その際、FはHの父母から、申立人Cがいつまでに処分されるのか再三質問された。同年〇月〇日にはFとHの父とが電話をしているが、その電話での会話内容は①申立人Cが作成した謝罪文（注 後述）の内容は概ね了解したこと、②〇月〇日に担任交替をしてくれてありがたく思っている、などが含まれておりこの電話でFはHの父の態度が相当に軟化し峠を越えたと判断した。そして〇月〇日、H夫妻とF、附属中学校校長、副校長、申立人Cなどが3時間半にわたって話をし、この中で申立人Cから謝罪文がHの父母に交付されており、申立人Cの担任復帰につきHの父

母としては平成〇年〇月末まで復帰させないでほしいことにはこだわらない、などの話合いがなされた。

## 6 相手方の調査

(1) Hの父親は、夏休み中、および夏休み明けの頃、付属中学校の教頭と接渉していたことがうかがわれるのであるが、詳細は不明である。

なお、夏休み中である平成〇年〇月、申立人Cは、クラス担任として保護者面談をした。Hの母親との面談の際は、〇月〇日のことについては触れられていない。

(2) E校長は、事態を相手方の付属学校部長であるFに伝えた。

Fは、〇月〇日、Hの父親と面談した。Hの父親は、申立人Cを非難した上で①申立人Cが謝罪文を書くべきであること、②担任の交替、③申立人Cに対し履歴に残るような処分をすること、などの要望を述べた。

翌〇月〇日、Fは申立人Cから事情聴取をした。この聴取の仕方は、申立人Cを尋問するような口調で行なわれた。申立人Cは、〇月〇日の行動に関しては前項の(7)のとおり、Hの父親の認識と異なる答えをした。この場でFが謝罪文を書くことを示唆すると、最初は拒んだが〇〇教頭と相談して、部分的にでも謝る内容の謝罪文を書く意向を示すに至った。謝罪文といっても、申立人Cは最後まで一貫して、自白の強要、脅しの事実などHの父が重要な点として主張する事実は認めていないのであって、いじめに関する指導のことが学校全体の大きな問題となっていることを沈静化させるために謝罪文を書く意向を示した。

## 7 申立人Cの謝罪文

申立人Cは、〇月〇日から〇日の間に、Hの保護者あての謝罪文を書いた。その文面については教頭やFが指導をした。謝罪文はこの間4通書かれているが、3通目からは、1、2通目にもなかった、いじめの内容を誤解した旨の一文が加えられた上4通目になると加害生徒の反省文にも記載されているいじめ行為(被害生徒を「〇〇」と呼ぶこと。)が誤解であったこと、すな

わちいじめの行為のうちの重要な行為の1つが誤解であったこと、を認める方向で修正が加えられている。

1枚目の謝罪文には「～(省略)」「～(省略)」「～(省略)」などの文が含まれる。申立人Cは、不本意ではあったが、Fに謝罪文の提出を求められ、また精神的にも追いつめられていたため、謝罪文を書くことを決めた。

申立人Cは、最後に書いた謝罪文を、Hの父に交付した。Hの父は、Fに対して、平成〇年〇月〇日の電話において「謝罪文の内容は概ね了解した」ことを話しており、その内容について相手方およびHの父が影響を与えうる状況にあったことがわかる。

## 8 担任交替

〇月〇日、相手方において、学長、教育機構長、弁護士、F付属学校部長などが出席して担任交替に関する協議をした。この席にE校長が出席していたのか否かについては不明確である。この場で、担任交替が、相手方の意思として決められた。

〇月〇日より担任交替となり、Dが〇年〇組の担任として任命された。申立人Cは〇〇科の担当を続けて行なった。

## 9 Hの父母との面談

平成〇年〇月〇日、Hの父母、E校長、副校長、D教諭、申立人C、Fなどが会合をもった。

申立人CがHの父母に謝罪文を手渡した。Hの父母は、申立人Cの懲戒処分までは求めず、担任交替については平成〇年〇月末までとすることにはこだわらない意向であることが表明された。

## 10 平成〇年〇月〇日開催の、〇年〇組保護者への説明会

申立人Cの担任交替は、〇年〇組の生徒や保護者、PTA役員などに相談することなく行なわれたものであるが、こうした担任交替のあり方に疑問をもったPTA役員から説明会の開催を求められた付属中学校では、〇月〇日

に〇年〇組の保護者に対して説明会を開催することにした。

これに先立ち、E校長とFとは協議をした。この場において、担任交替の理由をどう説明すべきかが話題となった。E校長は、申立人Cの健康上の理由だけを述べるべきだとしたが、Fはこれに加えて生徒指導上の行き過ぎを理由として加えるべき旨を指示した。E校長はこれに反対したが、最後はFの指示に従うことにした。

〇月〇日説明会において、E校長は、担任交替の理由が、申立人Cの健康上の問題と生徒指導上の問題にあることを口頭で説明した。

平成〇年〇月〇日、附属中学校は学年生全体の保護者にも同様な説明会を開いた。

#### 1 1 担任復帰の決定およびその中止

- (1) 平成〇年〇月〇日、E校長は、申立人Cの担任復帰を決定し、これを発表した。ところが相手方はこれを認めず、〇月〇日、Eは復帰を中止することを発表した。
- (2) この動きに対し、〇年生の生徒より、担任復帰を求める嘆願書が〇名分集められた。これは全〇年生の約80%にあたる。また、〇年生保護者から〇名分の署名が集められた。これらは、〇月上旬、相手方に届けられた。

#### 1 2 相手方の人権委員会による調査、決定

平成〇年〇月〇日、Hは、相手方の人権委員会に対し、申立人Cによる人権侵害の調査申立をした。人権委員会では、〇月〇日、調査委員会を設置し、〇月〇日にHとHの両親、〇月〇日に、申立人Cから事情聴取をした。調査委員会は〇月〇日付で人権委員会に調査報告をした。その内容は、申立人Cには、生徒指導上の行き過ぎがありHの人権を侵害したと認め、懲戒処分がなされるのが相当である、というものである。

調査委員会の報告を受けて〇月〇日人権委員会が開かれ、勧告内容を決定した。そして同委員会から学長に対し、〇月〇日、調査委員会作成の報告書に記載された勧告意見の内容を勧告した。

### 1 3 平成〇年〇月〇日開催の説明会

〇年〇組の生徒が〇月に卒業し、担任であった申立人Cが退職したのちである平成〇年〇月〇日、相手方は、担任交替に関し、あらためて説明会を開いた。この中でFは、人権委員会の勧告として、申立人Cに指導上の行き過ぎがあり、これは人権侵害にあたること、これについては懲戒処分がなされるべきであること、が決定されたことを説明した。

この説明会は、旧〇年〇組の保護者を対象として開かれたものであるが、出席者は旧〇年〇組保護者は1名であり、申立人A、同Bが委任状により代理人として出席した。

### 1 4 平成〇年〇月〇日開催の、相手方における教育研究評議会での学長の発表

この場において、学長は、「昨年度附属中学校で不適切な生徒指導があり担任教諭の交代があった。この件、人事委員会において審議・調査が行われ、人権侵害の事実があった。人権侵害については懲戒処分に相当するとの勧告があった。」旨の口頭報告を行なった。

## 五 当会の判断（第2・争点についての判断）

1 申立人Cの担任交替を相手方が附属中学校の校長に指示したことが、申立人Cの名誉ないし人格権を侵害するか。

(1) 申立人らは、申立人Cが担任交替させられたことを申立の趣旨の1つとして主張している。

これに対し、当会は、相手方が、担任交替の指示をしたことは申立人Cの名誉ないし人格権を侵害したことにはならないと考えるが、平成〇年〇月〇日の保護者説明会において、担任交替の理由として、生徒指導に行き過ぎがあったことを付加するよう附属中学校長に指示し、公表させたことが名誉ないし人格権を侵害することになると考える。

これは、申立の趣旨に対する一部認容である。というのは、担任交替そのものは申立人Cにも、当時の自身の心身の状態からみて認容できたのである



が、その担任交替に不名誉がつきまとうのであるならば、申立人らは、名誉ないし人格権侵害として相手方と争う意思を有している。そこで、担任交替は申立人Cの名誉ないし人格権を侵害したという主張の中に、担任交替の理由の1つが申立人Cの生徒指導上の行き過ぎにありこれを公表されたことが同人の名誉ないし人格権を侵害するものである、との主張が含まれると解することができる。

そこで、以下に、当会が判断した理由を述べる。

- (2) 附属中学校の教諭に対し、担任の交替を決定する権限は、最終的には相手方学長にあり、通常の場合には附属中学校の校長の判断に委ねられていると解すべきである。

従って、担任交替にあたって、相手方が関与したことそのものは附属中学校の校長の権限を侵したものだとは断定することはできない。

平成〇年〇月下旬から〇月初旬にかけて、申立人Cは、後述のようにHの父親の言動によって心身とも疲労こんぱいしており、附属中学校の校長、教諭らばかりでなく、申立人C自らも担任交替を希望する状態であった。従って、相手方も関与した上で平成〇年〇月初旬ころ、申立人Cの担任交替をさせたことは、同人に対する人権侵害とはいえない。

- (3) しかしながら、附属中学校が平成〇年〇月〇日に〇年〇組の保護者に対して担任交替に関する説明会を開催するにあたり、同月〇日、相手方の附属学校部長であるFはE校長に対し、担任交替の理由として、申立人Cの健康のほかに、同人が生徒指導に行き過ぎがあったことを付加するよう、強く求めた。E校長は、担任交替理由として健康だけを取上げるよう求めたが聞き入れられず、最後はFの指示を受容れ、〇月〇日説明会で保護者に対し、担任交替の理由の1つとして、申立人Cに生徒指導上の行き過ぎがあったことを口頭で説明した。

「生徒指導上の行き過ぎ」の意味するところは、平成〇年〇月〇日、放課後に、Hに反省文を書かせるまでの申立人Cの言動に担任交替をさせられてもやむをえない程度の重大な問題があったことであることは、当時そうした風評が流れていたため、出席した保護者にもわかることであった。

担任交替にはこうした理由もあったということを公然と指摘されることは、申立人Cが教諭としての資質を欠いていることを聞くものに知らしめられることであるから、合理的な理由もなくこうした指摘がなされたのであれば、それは申立人Cの名誉ないし人格権を侵害したものと判断せざるをえない。そこで、問題は、合理的理由の有無である。

(4) ①平成〇年〇月〇日の放課後、Hに反省文を書かせたことに関する申立人Cの言動については、申立人Cの主張とHおよびHの話をそのまま述べていると思われるHの父母の主張との間に大きな食い違いがある。そして、相手方は、双方の主張の違いがあることを認識し、申立人Cの指導が行き過ぎであったと判断することはできない状況であった。

② Hらが反省文を書き終わるまでの事情

Hの主張と申立人Cの主張とが一致しているのは、放課後に加害生徒〇人のうち〇人をクラス全員のいる中で指名して「〇〇」と言ったこと、Hに対しては反省文の書き直しを命じたこと、反省文を書く時間として書き直しも加えて2時間程度の時間を要したこと、である。これに対して、Hが主張する「〇〇」「〇〇」などと自白を強要するような言動については、申立人Cは強く否定している。

Hらに反省文を書かせる前の時点においては、Hらがいじめをしていたことを示す確実な証拠はなかったが、被害生徒やその母からの訴えかけがあり、また申立人Cが加害生徒らの様子を見ていじめが行なわれている疑いをもったのであるから、加害生徒に対して、いじめをしていると決めつけるようなことのないように加害生徒に対する言動に注意しながらも、もし、現にいじめが行なわれているのであれば一刻も早くこれを解消するために必要な措置をとるべき立場に置かれていた。すると、「〇〇」と述べたことが不適切とは考えられない。また、反省文の書き直しをさせた点については、一般的に言えば好ましくない態様でなされることもあろう。しかし、本件では申立人Cが「〇〇」と声を荒げたことは同人も認めるところであるものの、一方で被害生徒が相当に苦しんでいる状況、そして二通目の反省文の中には一通目にはなかったいじめの事実が記載されていてこの内容が申立人Cに強要され

て書かされたのではないことから考えると、本件において、反省文の書き直しをさせたことは担任教諭としては状況に応じた措置をとったものと考えべきである。少なくとも担任交替をさせられてもやむをえないほどの不適切行為とは、どうてい考えられない。

③ Hらが反省文を書き終えたのちから保護者説明会開催前までの事情

むしろ、平成〇年〇月下旬から〇月初旬にかけての時期、相手方は、次に述べるような、申立人Cに対して不利益を課することについては極めて慎重であるべき事情さえあった。

- i) 〇月〇日、〇日にHら〇名が書いた反省文には、いじめを認める既述があり、ほぼ全員が反省の弁を述べている。
- ii) 〇月上旬ころ、被害生徒は、付属高校への進学が成績上十分に可能であるのにこれを断念した。
- iii) 被害生徒の、〇月〇日付診断書には、～（省略）などと記載されている。

以上の事実は、いじめがあったことを疑わせる事実であり、〇月〇日に申立人CがHらに接する際に、申立人Cの行為を一定の範囲まで許容する方向へと認定するに役立つ事実である。

- (5) いじめの疑いがある場合には、クラス担任の申立人Cばかりではなく3年生のその他のクラス担任なども含めて学校全体で解決に取り組むべきである。そうした中で、申立人Cは、Hら加害生徒の心を出来る限り傷つけないよう配慮しつつも、いじめ被害に遭い苦しんでいる生徒を担当として可能なかぎり救済すべき立場にある。

そこで、申立人Cが〇月〇日にHらに反省文を書かせる際にとった言動の適否については、当時、Hら〇名によるいじめがあったことを強く疑わせる事情があったことを考慮に入れて検討すべきである、しかし、相手方は、いじめの有無に関する調査を全く行なっていない。

相手方は、申立人Cの生徒指導の態度は度を過ぎていることが明らかであり、いじめの有無についての調査をせずとも独自に判断することが可能であるとして、いじめに関する調査をしないまま、申立人Cに対する〇年〇組担任の交替の措置などを進めたのであるが、当会は、このような相手方の措置

について疑問をもつものである。

その理由の1つは既述のとおり申立人Cの生徒指導の態度がいじめの有無を調査せずとも度を越えたものであったと断定することはどうていできなかつたことにあるが、さらに理由を加えるならば、相手方がいじめの調査を避けたがために、いじめに関する問題の解決が放置され、申立人Cに対する処分の問題へと論点がすり変えられてしまったことにある。

このため、いじめの被害者とされるGに対するケアがほとんどなされないままGが失意のうちに付属中学校を卒業することになった。Gにとっては、いじめの問題に対応しようとした申立人Cに対して相手方が厳しく迫ることがさらに心理的苦痛を与えることになった。また、加害生徒とされるHらに対する、いじめに関する教育も不徹底のまま終わってしまった。

- (6) Hの父母からは、申立人Cに対して〇月〇日の夜に強い抗議の電話があつたのを初めとして、申立人Cらに対して法的措置を検討する旨の謝罪文や担任交替の要求をつきつけるなど、前記「5」のように極めて強い圧力が付属中学校や相手方に向けられた。

相手方は、申立人Cを雇用する立場にあるゆえ、雇主として被用者が、円滑な職務を行なうことができるように職場環境を保持すべき義務がある。

そこで、相手方としては、いじめの有無について調査した上でいじめの事実が認められる事態となったならば、Hの父母に対して、保護者としてHに対してしかるべく家庭教育を行なうために協議すべきであった。しかし、相手方が、いじめ問題について敢えて避けたためにこうした機会も失ってしまった。

- (7) 相手方は、Hの父母の強い圧力に屈し、平成〇年〇月〇日の前日である同月〇日のHに対する指導がHの主張するとおり高圧的かつ暴力的であったのかそれとも申立人Cの主張するとおりであったのか確証もなく、かつ、いじめの有無についても関心をもって調べるならば申立人Cの指導の不当性を否定ないし減少させる事実を把握できるのに敢えてそれをせず、Hの父母が申立人Cを非難するに迎合して、説明会の席上、付属中学校の校長をして、担任交替の理由として生徒指導上の行き過ぎを加えさせた。

(8) 相手方は、申立人Cの生徒指導上の行き過ぎの度合いは相手方の人権委員会が平成〇年〇月に懲戒処分相当であると決定したことによっても裏付けられていることを主張するので、この人権委員会の決定に関して、当会の判断を示す。

① 人権委員会の下した、申立人Cの指導が懲戒処分相当であるとの決定は、同委員会内に設置された調査委員会作成の調査報告書に負うところ大である。

ところが、この相手方調査報告書は、平成〇年〇月〇日ころまでに存在した事実を十分調査せず、また証拠の評価がHの主張を容れる方向へと片寄ったものであり、以下述べるとおり、多くの疑問点がある。

② 相手方調査報告書に対する疑問点

ア) 相手方調査報告書は、申立人Cが、いじめについて十分な裏付けのないままHらに反省文を書かせた旨認定する。

しかしながら、いじめの意義を前述のように「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」というようにとらえるならば、被害生徒であるGからは「疎外感を感じてとにかくつらい」旨の訴えが、G本人や母親を通じてなされており、「いじめ」の要件の1つは満たされている。そしてその原因としてHら生徒がアイコンタクトを使ったり「〇〇」と聞こえよがしに言うこと、などが行なわれている旨が、この時点ではGだけからではあるが述べられているのである。従って、この時点での状況は「十分な裏付けのないまま」と評することは不当であり「いじめの存在が認められる可能性が十分ある状況」と評すべきである。

イ) 相手方調査委員会は、Hら生徒によるいじめの有無については、敢えて調査をしていない。

しかし、当時は、Hら生徒によるGに対するいじめが行なわれている強い疑いがあった。このような場合、学校としては、いじめは人間として絶対に許されないとの意識を学校教育全体を通じて児童生徒一人一人に徹底し、とくにいじめる児童生徒に対しては出席停止等の措置も含め毅然とした指導を

学校全体として臨むべきであること（「いじめの問題への取組の徹底について（通知）」（18文科初第711号、平成18年10月19日）に鑑みると、生徒指導にあたって暴力を振るうとか暴言を吐くなど明らかな行き過ぎがある場合は別として、状況に応じて時には強く出る必要もあることを考えると、本件においては、いじめの有無に関する調査がなされるべきであった。

ウ) 相手方調査報告書は、申立人CがHに対して「〇〇」「〇〇」と言ったかどうかにつき「〇〇教諭（申立人C）は強く否定するがH本人はその言葉を強く記憶として残しており、当時の状況としてはそのような言葉が出たこともありうる」とし、そのような言葉を申立人Cが用いたのかどうかについては明確な認定はしていない。それにもかかわらず、このような不明確な認定事実を、申立人CがHに対して人権侵害を行なった根拠として用いている。

エ) 相手方調査報告書は、申立人Cが以前にもいじめ問題に際して加害生徒を土下座させたり襟首をつかんだりした事実があった旨認定している。

しかし、これも、申立人Cの主張する事実とは大きく異なり、調査にあたって当該加害生徒から事情聴取をしていない中で、このような認定をすることは度を超えている。

オ) 相手方調査報告書は、H以外の加害生徒の反省文を援用している。これら反省文は、いずれも具体的事実を指摘した上で反省の心情が記載されている。ところが、相手方調査報告書では、H以外の〇名の生徒の反省文の援用の仕方につき、当該生徒がいじめに関与したことを直接的に記載した個所をわざとはずして援用しているため、〇名の生徒がいじめの事実をほとんど認めていないかのように記載されている。

例えば生徒Eの反省文からの援用であるとして「〇〇さん(注 Gを指す。)が仲間にはいりにくい雰囲気になったことはあるが苦しめているとは知らなかった」と記載されている。これは、このようなまとまった記述があるわけではなく「～(省略)」という個所を、相当に離れたところにある「～(省略)」という部分を一文として結合させたものである。1つの文章を援用する際に、文章中のいくつかの表現を結合させて援用することは時々行なわれることであり、そうした手法で文章の概要を示す手法そのものは誤りではな

い。しかし、本件では明らかに反省文を書いた生徒Eの言わんとすることを薄めたといわれても仕方のないような援用の仕方である。というのは、反省文には「～（省略）」とあり、「～（省略）」と記載されている上、この文の次に「～（省略）」と記載されているのに、この記述を無視したまとめ方をしている。また、文中には「～（省略）」とされる個所がある。すなわち、生徒Eは、反省文において〇〇（G）に対する行為について反省を示しているのである。

さらに例えば相手方調査報告書は、生徒Cの反省文を「～（省略）」「～（省略）」と援用している。これも原文には「～（省略）」「～（省略）」とあり、「～（省略）」という表現とニュアンスと異にするほか、Gに対してHも「〇〇」と呼んでいたことを表現しているのであるが、こうした記載が援用にあたって変容している。

- (9) 相手方は、申立人Cの生徒指導につき、いじめを解決するという立場からではなく、教師として非違行為がないかどうかという視点から問題をとらえようとしている。この点について、いじめを解決するには担任教諭一人に任せきりにすべきではなく学校全体で対応すべきであることを考えると、本件では、学校全体の責任を申立人Cだけに押しつけているかの感がある。さらに、教師の一労働者としての権利にも十分に配慮を払うべきであった。平成〇年〇月〇日の放課後、申立人CがHに反省文を書かせた際の言動については、申立人CとHとの間で重要な点について食い違いがあり、平成〇年〇月時点において、どちらの主張が正しいのか判断はできず（この点は相手方も認めるところである。）、むしろ、反省文を書かせる直前に比べ、Hらによるいじめが実際に行なわれたことを示す資料が追加されていたのであるから、申立人Cに対して厳しい処置をするならば、極めて慎重に事前調査をした上証拠を吟味しなければならなかった。そして慎重に判断をしようとするれば、いじめの有無に関する調査も必要となるはずである。

ところが、相手方は、いじめに関する調査を敢えて行なわなかった。これを行なえば、Hらがいじめを行なった旨の事実認定をすることになり、仮にいじめが行なわれていたと判断されるならば、いじめが行なわれていた状況

下での担任教師の指導のあり方として申立人Cを非難することはできない旨の判断を下す可能性もあったのである。相手方は、いじめに関する調査を敢えて行なわないことで申立人Cを不利に扱ったことになる。

一方、Hの父母が、申立人Cの担任交替、謝罪文、履歴に残る処分を求めていることを知ると、これらが実現できる方向での解決をすみやかに実施した。

こうした相手方の態度は、Hの父母に迎合したものと評価せざるをえない。人権委員会の調査部会が作成した相手方調査報告書もこれと軌を一にするものである。

- (10) 以上のとおりであるから、相手方が平成〇年〇月〇日開催の保護者説明会の前に、担任交替の理由として生徒指導上の行き過ぎを付け加えるよう付属中学校校長に指示した行為は、申立人Cの名誉ないし人格権を侵害するものである。

## 2 省略

- 3 平成〇年〇月〇日の説明会において申立人Cに対する懲戒相当の決定がなされたことを公表したこと

大学の呼びかけにより旧〇年〇組保護者を対象とする担任交替説明会が開かれたのであるが、この場において大学（F）より、人権委員会は申立人Cの行為が人権侵害にあたり懲戒処分がなされるべきである旨の勧告をしたことが言明された。そもそも申立人Cの行為が懲戒相当であるとの判断に疑問が残る上、この説明会の出席者は〇名と少数であったが、大学内部の判断をこうした公の場で発表することは不適切であり、申立人Cの名誉ないし人格権を侵害するものと評価できる。

しかも、相手方大学セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止ガイドライン第10条（1）は、「本学は、被害申立てに関して、相手方に懲戒処分その他の措置が行われた場合は、懲戒処分の内容その他の措置について直ちに被害申立人に報告・説明するとともに、当事者のプライバシーに配慮し、必要な範囲で経過と措置について学内に公表する。」としており、懲戒処分



が行われた場合であっても、被懲戒者のプライバシーに配慮の上で学内に公表する必要があるところ、本件では、申立人Cに対する懲戒処分が行われていない上、当該説明会は生徒がすでに中学校を卒業した後に実施されており、学内での公表にとどまらない性質のものであることから、申立人Cのプライバシーに高度の配慮が必要となるのである。

4 省略

5 省略

### 第三 付言

1 本件は、生徒間のいじめの問題に端を発し、いじめたとされる子に対する教師の対応について、その子の保護者が学校に対して抗議をし、それに学校が迎合し当該教師を担任からはずす対応をしたところ、さらにそれに対して、当該教師を担任から外したことに異議を述べた保護者らが、学校側の責任を問うた事案である。

2 いじめ問題は、いじめられた子の人格権（日本国憲法13条）を侵害するものであり、断じて許されるものではない。いじめられた子からの訴えに対しては、すみやかにその救済が図られるべきである。

他方で、いじめられた子とともに、いじめた子や、まわりでそれに迎合したり傍観していたりした子らに対する教育的な指導が必要である。その際留意すべきは、いじめられた子、いじめた子及びそれを傍観していた子に対して、父母、教師及び保護者らが問題を共有化し、協力して教育的配慮をもって対応することである。特に、学校は、いじめ問題への対応については、担任にのみ委ねるのではなく、学校が集団的に、教師全体として当該問題に正面から向き合い対処することが重要である。

3 また、一般的に、いじめた子の保護者が、我が子への教師の対応が行き過ぎと感じた場合、我が子のために、当該教師及び学校に対して過度な抗議をすることはあり得ることである。

その場合、教師及び学校は、あくまでも、いじめられた子、いじめた子及びそれを傍観していた子らに対して、教育的配慮をもって対応するという基本的立場を堅持し、抗議を寄せた保護者を含め保護者全体に対して、いじめ

問題の根絶のために、協力して対応するよう働きかける責務がある。抗議を寄せた保護者に安易に迎合し、対応した教師のやり方を非難するようなことはあってはならない。それは、教師の責務を放棄するに等しい。

- 4 このような観点から本件事案をみた場合、いじめられた子、いじめた子及び傍観していた子らに対し、学校が、教師集団全体として、当該いじめ問題に正面から向き合い対応したといえるのか疑問を感じざるをえない。

本件における学校全体としての対応をみると、いじめ問題が発端であるが、途中からいじめ問題に対応した教師個人の責任問題を巡る争いに焦点が移っている。その結果、本来の問題であるいじめ問題に対して、教師及び学校が十分に対応しきれたのか疑問である。いじめられた子の救済がはかられず、かつ、いじめた子やそれを傍観していた子に対しても、いじめの問題に正面から向き合い、人格を尊重することの尊さを考えさせる機会を失わせたのではないかとの疑問を抱かざるをえない。仮にそうだとすれば、一番の犠牲者は、これらの子らである。

- 5 本件では、いじめ問題から当該問題に対応した教師個人の責任問題を巡る争いへ焦点が変遷した結果、学校側の申立人Cに対する人権侵害の有無が直接に問われることになった。

しかし、相手方としては、申立人Cに対する人権侵害問題の背景にある、いじめ問題に対する学校としての対応のあり方についても本件を機に自ら検証をし、今後のいじめ問題に対応するための教訓を導き出すことが極めて重要であると思われる。

以 上